

令和8年10月18日 執 行
横浜市長選挙

候 補 者 の 手 引

横浜市選挙管理委員会

ま え が き

この手引は、令和8年10月18日執行の横浜市長選挙について立候補の手続き、選挙運動等の概要を記したものです。

この選挙につき立候補される方々に知っていただきたいことは、選挙運動に関することをはじめ非常に多く、一言ではとても言い尽くすことができません。

これらは公職選挙法等関係法令や市販の参考書（地方選挙の手引等）によられることとして、この手引は、立候補の手続き、その他選挙管理委員会等に対する届出の期日期間等について、承知願いたい事項の概要を掲げ、参考のため配付するものです。

なお、疑問の点がありましたら、横浜市選挙管理委員会へお問い合わせください。

横浜市選挙管理委員会

TEL. 045(671)3336

目 次

第 1	選挙の主要日程(抄)等	1
第 2	立候補について	2
1	候補者としての資格	2
2	立候補の手続き	3
3	立候補の辞退	10
4	代理人が届け出る場合の留意点	10
第 3	投票、開票、選挙会について	12
1	投票、開票、選挙会事務について	12
2	投票立会人	12
3	選挙立会人(法76)	12
第 4	選挙運動について	14
1	選挙運動の期間(法129)	14
2	選挙事務所(法130)	14
3	選挙運動用自動車及び拡声機(法141)	15
4	選挙運動用ビラ(法142-1⑤)	16
5	選挙運動用ポスター(法143-1⑤、143-4)	17
6	街頭演説(法164の5、164の7)	18
7	個人演説会(法161～164の4)	20
8	選挙公報(法167～172の2)	21
9	選挙運動用通常葉書(法142-1⑤)	21
10	新聞広告(法149-4)	22
11	インターネット等による選挙運動用文書図画	23
12	飲食物の提供(法139)	24
第 5	選挙運動の費用について	25
1	収入、寄附、支出の定義	25
2	選挙運動費用の制限額(法194)	25
3	報酬及び実費弁償の最高額(法197の2、令129)	25
4	出納責任者(法180～184)	27
5	会計帳簿及びその記載要領(法185)	28

6 収支報告書の提出と記載要領（法189）	31
第 6 課税上の優遇措置について	34
1 優遇措置の内容	34
2 優遇措置を受けるための要件	34
3 手 続 き	35
第 7 補 則	37
1 選挙に関する届出等	37
2 供託物の返還について	37
3 そ の 他	37
《参考1》立候補届受理後交付される物件一覧表（公費負担関係書類除く）	38
事前審査時に交付される物件一覧表（公費負担関係書類除く）	38
《参考2》立候補に伴い届出等を要する事項（公費負担関係届出等除く）	39
《参考3》委任状の様式	40
選挙運動費用収支報告書記載例	41
会計帳簿の様式（規則第30号様式）	44

第 1 選挙の主要日程(抄)等

事 項	期日（期間）	
選挙期日の告示 ・立候補の届出 ・選挙公報掲載申請 ・各種届出の開始	10月4日(日)	立候補届出及び選挙公報掲載申請は、午前8時30分から開始し、午後5時をもって締め切ります。 ※立候補受付場所(3ページ参照)
期日前投票・不在者投票開始	10月5日(月)	
公営施設使用の個人演説会開始	10月6日(火)	開催日2日前までに各区選管に申し出る（開催申出は10月4日から）
開票立会人・選挙立会人届出期限	10月15日(木)	午後5時をもって締切り 開票立会人... 各区選挙管理委員会 選挙立会人... 横浜市選挙管理委員会
期日前投票・不在者投票終了	10月17日(土)	
投票日・開票日	10月18日(日)	投票：午前7時～午後8時（626投票所） 開票：午後9時15分開始（18区開票所）
選挙会	10月19日(月)	午後2時開始 市庁舎17階選挙管理委員会室
当選証書の付与	10月19日(月)	午後3時30分開始 市庁舎31階レセプションルーム
選挙運動費用の第1回届出期限	11月2日(月)	・選挙運動費用収支報告書を横浜市選管に提出してください。 ・2回目以降は支出のあった日から7日以内に横浜市選管に提出してください。
供託物の返還開始	11月3日(火)	※異議申し出期間内に異議申し出がなかった場合

※9月14日～10月2日の期間に立候補届出書類事前審査を横浜市選管で行います。

(10ページ参照)

第 2 立候補について

1 候補者としての資格

(1) 被選挙権があること（法10-1⑥、11、11の2、電子投票特例法17、政規法28）

日本国民であって、年齢満25年以上の者で公職選挙法及び電子投票特例法並びに政治資金規正法の欠格事項に該当しない者であることが要件になっています。（年齢は選挙期日により算定します。）

(2) 連座制の適用による立候補制限

法第251条の2又は第251条の3の規定により連座制の適用を受けた者は、その連座裁判の確定等の日から5年間、対象となった選挙と同じ選挙の同一選挙区（選挙の行われる区域）で候補者となることができません。

(3) 重複立候補の禁止（法87）

一つの選挙において候補者となった者は、同時に他の選挙の候補者となることができません。

(4) 公務員の立候補制限（法89、90）

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、一部の例外を除き現職のまま立候補することはできません。もし、これらの者が立候補すれば、立候補の日にその公務員（特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員若しくは職員を含みます。）たることを辞したものとみなされます。

(5) 選挙事務関係者の立候補制限（法88）

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内では立候補できません。

2 立候補の手続き

(1) 届出の期間（日時）

令和8年10月4日(日)の1日間（午前8時30分より午後5時まで）

※午後5時を過ぎてからの届出は受理できませんので、注意してください。

※届出の際は、候補者(推薦届出人)の印鑑を、必ず持参してください。

(2) 届 出 先

ア 選挙長

森 敏 明

イ 立候補受付場所

横浜市会議事堂3階多目的室

(3) 受付順序

ア 午前8時30分までに到着した者は、くじで決定した順序で立候補届の受付を行います。

《くじの方法》

①立候補届出会場への到着順に「予備くじ（受付順序を決めるくじを引く順番を決めるくじ）」を引きます。

②次に、予備くじの結果の順番で「本くじ（立候補届出の受付の順序を決めるくじ）」を引きます。

イ 午前8時30分を過ぎて到着した者は、くじを引いたものの後に、到着順に受け付けます。

(4) 立候補に必要な書類（法86の4、令89）

立候補届出の際に必要な書類は、次表のとおりで本人届出の場合と推薦による届出による場合では、若干異なっています。

本人届出の場合	推薦による届出の場合
1 候補者届出書（本人届出）	1 候補者届出書（推薦届出）
2 供託証明書（240万円）	2 候補者となるべき者の承諾書
3 宣誓書	3 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書 （推薦人が居住する区選挙管理委員会 が証明）
4 所属党派（政治団体）証明書（無所属の者は必要ない）	4 供託証明書（240万円、推薦届出人名）
5 戸籍の謄本又は抄本	5 候補者となるべき者の宣誓書
6 通称認定申請書（通称を使用するとき）	6 候補者となるべき者の所属党派（政治団体）証明書（無所属の者は必要ない）
※住民票の謄本又は抄本	7 候補者となるべき者の戸籍の謄本又は抄本
	8 通称認定申請書（通称使用をするとき）
	※住民票の謄本又は抄本 ※推薦届出者は横浜市内のいずれかの区 の選挙人名簿に登録されていることが 必要。



記載例

選挙長		主任者	
-----	--	-----	--

横浜市長選挙候補者届出書(本人届出)

受付	令和8年10月4日		
	午前	午後	時 分
	第		号

ふりがな 候補者	よこはまたろう 横浜太郎	性別	男
本籍 (都道府県名から)	神奈川県横浜市〇〇区〇〇町1丁目1番地		
住所 (都道府県名から)	神奈川県横浜市〇〇区〇〇町1丁目1番地		
生年月日	平成3年4月1日 (満35歳)		
党派	無所属	職業	横浜印刷株式会社 社長
一のウェブサイト等のアドレス	https://www.〇〇〇〇.com		
選挙	令和8年10月18日執行 横浜市長選挙		
長と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派証明書 4 戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和8年10月4日

氏名 横浜太郎

(届出先)

横浜市長選挙 選挙長

- 備考
- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載してください。
 - 「職業」欄には、主要な職業1つをなるべく具体的に記載してください。また、長と兼ねることができない職にある者についてはその職以外の職名を記載し、「長と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄に当該兼ねることができない職名を記載してください。
 - 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
 - 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(5) 候補者届出書（本人届出）の記載上の注意事項

ア 「氏名」は、戸籍謄（抄）本に記載されている氏名（戸籍名）のとおり正確に記載して、「ひらがな」で「ふりがな」を付けてください。

ただし、旧字、誤字、俗字で記載されている文字は、現在通用している字体に直して記載してください。（例）榮＝栄、廣＝広、眞＝真

なお、通称を使用する場合にも、候補者届出書の「氏名」は戸籍名で記載してください（通称認定の申請については8頁参照）。

イ 「性別」は、「男」または「女」と記載してください。

ウ 「本籍」は、添付した戸籍謄（抄）本の本籍地のとおりに都道府県名から番地まで記載してください。

エ 「住所」は、住民票どおり、県名から番地（方書きがあれば方書き）まで記載し、本籍と同じであっても「同上」等とせず、正確に記載してください。

オ 「生年月日」は、大正、昭和、平成の年号から記載し、満年齢は選挙期日（10月18日）現在で記載してください。

カ 「党派」は、自己の属する政党その他の政治団体の名称を記載します。支持団体の名称は書かないでください。また、政党その他の政治団体の名称が字数20をこえる場合は、字数20以内の略称を併せて記載しなければならないことになっています。

いずれの政党にも属さない人は「無所属」と記載してください。

キ 「職業」は、主として生計を立てている職業を一つ、なるべく具体的に記載してください。

特に公務員については詳細に記載し、単に「公務員」とせず「何々市民生委員」というように書いてください。

また、その地位が地方自治法第142条（長と兼ねることができない職）に該当する職についている場合は、職業欄にその職以外の職名を記載し、「当該選挙にかかる長と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄に当該兼ねることができない職名を記載してください。なお、主として生計を立てている職業以外であっても、長と兼ねることができない職を有する場合にも、当該欄に記載してください。

同条該当者は、当選人となった場合、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を市選挙管理委員会に届出をしないときは、当選の効力を失いますので御注意ください。（法104）

参 考 地方自治法（抜粋）（令和4年12月16日改正・同日公布）

第142条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

注意 ここにいう請負とは、必ずしも民法第632条の請負とは同一でなく、物件又は労働の供給契約等も含む広い概念です。

ク 「一のウェブサイト等のアドレス」は、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを正確に記載してください。

ケ 「添付書類」欄の「3 所属党派証明書」は、無所属の者は二本線で抹消し押印してください。

コ 欄外の「通常の活字・書体にて可」とは、候補者届出書に記載された者の筆勢やくせによる字体を通常の活字書体で告示することの了承をいただくものです。

(6) 添付書類

ア 供託証明書（法92）

(ア) 供託者

供託は、立候補の届出をする者でなければできません。

- ・ 本人届出 候補者となろうとする者の名義
- ・ 推薦届出 推薦届出者の名義（※推薦人が複数の場合はその中の1人）

※供託者氏名は、戸籍名を記載します。

※供託は選挙期日の告示前でもすることができます。

(イ) 供託先

横浜地方法務局 供託課（横浜市中区北仲通5-57 電話：045-641-7466）

※所在地の地図は、参考資料を参照してください。

(ウ) 供託の方法

供託書に、240万円の現金（又は額面240万の国債証書）を添えて供託してください。

※供託の手続は、オンラインによって申請することもできます。詳しくは、法務局にお問い合わせください。

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html> - 04-1)

(エ) 注意事項

- ・ 推薦届出の場合には、供託書の「供託の原因たる事実」欄に、候補者の氏名を記載します。

イ 宣誓書（法86の4-4）

宣誓書は、候補者となろうとする者が、次の要件を満たしていることを誓う旨の文書です。

（ア）被選挙権があること

（イ）他の選挙に立候補していないこと

（ウ）連座制の適用による当該選挙区での立候補制限が科せられていないこと

※虚偽の宣誓をした場合は罰せられます。

ウ 所属党派（政治団体）証明書（法86の4-4）

政党その他の政治団体に所属する候補者に対し、それぞれの機関で発行するものです。（無所属の者は必要ありません。）

この証明書は「所属」の証明であって公認、非公認とは関係ありません。従って「公認証」のようなものは効力を有しませんから御注意ください。

エ 戸籍謄本又は抄本（令89-2①）

選挙期日前6か月以内のもの（令和8年4月18日以降に発行したもの）を御提出ください。

オ 住民票

候補者届出書に記載された住所確認のため、御提出をお願いします。

カ 通称認定申請書（令89-5、88-8）

（ア）通称認定とは、戸籍簿に記載された氏名以外の通称を有し、それが広く通用している場合に選挙において使用される次の文書等において、戸籍名（本名）に代えて、「通称」が記載又は使用されることを求めようとするものです。

a 立候補届出の告示

b 新聞広告

c 選挙公報

d 投票記載所の氏名等の掲示

e 期日前投票所の氏名等の掲示

（イ）通称認定を申請する場合は、立候補の届出と同時に選挙長に申請しなければなりません。その際、通称が戸籍名（本名）に代えて、広く通用していることを説明し、かつ、そのことを証する資料（葉書、名刺、著書、その他その者の呼称として通用している実績を示すに足る資料）を提示しなければなりません。

選挙長が認定した場合には、直ちに認定書が交付されます。

（ウ）戸籍名として用いられている漢字をかな書としたい場合、旧姓を使用したい場合、戸籍簿に記載された氏名が常用漢字にない文字であるのでこれを常用漢字にあてて記載したい場合も、通称認定申請書の提出が必要ですが、これらの場合は、これを証する資料の提示は必要ありません。

(7) 候補者届出書（推薦届出）の場合の注意事項（令89-2②）

候補者推薦届出（他人を候補者にしようとする者が届け出る）の場合も候補者となろうとする者が自ら届け出る（本人届出）場合と大差はありませんが、届出書の様式が異なりますから注意してください。添付書類は自ら届け出る場合のほかに次の書類が必要です。

ア 候補者推薦届出承諾書

候補者となる者が推薦届出されることを承諾したことを証明する書類です。

イ 選挙人名簿登録証明書

推薦届出人が選挙人名簿に登録されている旨の証明書で、推薦人が居住する区の選挙管理委員会で証明します。

なお、推薦届出人は、横浜市内のいずれかの区の選挙人名簿に登録されている者に限られます。資格のない者が推薦人となった届出は効力がありません。

(8) その他届出に関する注意事項

ア 選挙事務所、出納責任者の届出

立候補に伴い、直ちに選挙事務所、出納責任者の届出が必要になります（40頁《参考2》）。立候補届出が受理されたら、選挙事務所設置届、出納責任者選任届はその場で届出ができるよう準備しておいてください。

イ 選挙公報の原稿

選挙公報掲載を求める候補者は、あらかじめ原稿を準備しておき、指定期日（立候補届出の日）までに提出してください。

別添「選挙公報掲載申請のしおり」を参照してください。

ウ 選挙運動用ビラの届出

選挙運動用ビラを頒布しようとする候補者は、あらかじめ頒布しようとするビラの見本（2枚）を添えて、選挙管理委員会に届け出ておく必要があります。

立候補届出が受理されたら、その場で届出ができるよう準備しておいてください。

エ 選挙運動に従事する者のうち報酬を支給する者の届出

選挙運動員には、報酬を支給することはできません。

ただし、選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、あらかじめ本届出書で選挙管理委員会に届け出た者に限り、報酬を支給することができます。

1日34人以内、異なる者を雇う場合は、異なる者の総数が期間中170人以内に限られます。

事前の届出がなされていない場合は、報酬の支給はできませんので、ご注意ください。

立候補届出が受理されたら、その場で届出ができるよう準備しておいてください。

なお、18歳未満の者は使用できません。

オ 届出内容の変更に伴う届出時間

午前8時30分から午後5時までです。午後5時を過ぎてからの届出は受理できません。時間は厳守されますよう特に注意してください。

(9) 候補者届出書類の事前審査

立候補の受付が円滑に行われるよう、次のとおり候補者届出書類の事前審査を行います。

事前に日時を予約してください。

できるだけ早めに事前審査にお越しくださるよう、御協力をお願いします。

期 間 9月14日(月)から10月2日(金)まで
 土・日・祝日を除き、次の2つの時間帯に行います。
 ①午前9時30分から11時30分までの間
 ②午後1時30分から4時30分までの間
場 所 横浜市選挙管理委員会事務局（横浜市庁舎17階）

3 立候補の辞退

候補者を辞退しようとするときは、候補者本人が文書で選挙長に届け出なければなりません。また、推薦届出による場合であっても、候補者本人でないと辞退届をすることができません。

なお、辞退届は、立候補の届出期間内（10月4日(日)午後5時まで）でなければできません。（届出期間経過後は辞退できません。）

この場合、供託物は返還されません。

4 代理人が届け出る場合の留意点

(1) 手続きについて

原則、選挙に関する各種届出等は、「候補者（選挙運動費用収支報告書は出納責任者）（以下、「届出名義人」といいます。）」が届け出るものとなっています。

なお、届出名義人以外の者（以下「代理人」といいます。）が届け出る場合には、届出名義人と代理人との間の委任関係を確認する場合があります。

委任関係の確認は、原則委任状（40頁）により行いますが、代理人が届け出る場合の届出書ごとの委任状の要否は「(3) 代理人が届け出る際に委任状が必要な書類について」のとおりです。

委任関係が確認できない場合は、ただちに書類の受け付けができない場合がありますのでご注意ください。

(2) 本人確認書類について

本人確認書類は、官公署等が発行した免許証や許可証等をお持ちください。本人確認書類の例を提示すると、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、その他官公署等が発行した証明書等が挙げられます。

(3) 代理人が届け出る際に委任状が必要な書類について

No.	届出書類の名称等	届出名義人	委任状の有無	備 考
1	【立候補届出】候補者届出書（添付書類含む）	候補者	不要	※ ₁
2	【立候補届出】通称認定申請書（添付書類含む） ※通称使用を申請する場合のみ必要	候補者	不要	※ ₁
3	選挙事務所設置（異動・廃止）届出	候補者	必要	※ ₂
4	選挙運動用ビラ届出書	候補者	必要	※ ₂
5	選挙運動用ビラ証紙交付票（同ビラ証紙交付申請） ※立候補届出手続き後に同書類を交付	候補者	必要	※ ₂
6	個人演説会開催申出書（公営施設を使用する）	候補者	必要	
7	選挙公報掲載申請書	候補者	必要	※ ₂
8	出納責任者選任（異動）届出書	候補者	必要	※ ₂
9	報酬を支給する者の届出書	候補者	必要	※ ₂
10	開票立会人となるべき者の届出書兼承諾書	候補者	必要	
11	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書	候補者	必要	※ ₂
12	選挙運動費用収支報告書	出納責任者	必要	
13	公費負担関係届出	公費負担関係届出については、別に配布する「公費負担のしおり」をご確認ください。		

※₁ 候補者届出書の欄外「通常の活字・書体にて可」の部分に届出（作成）名義人の押印が必要なることから、委任状は不要としております。

※₂ 立候補届出会場において、立候補届出手続きに引き続き届け出る場合は委任状は不要です。

上記に関わらず、いずれの届出書類も届出（作成）名義人の押印がある場合は、代理人が届け出る場合であっても委任状の提出は不要ですが、当該届出書類を代理人の押印または署名で訂正する場合は委任状の提出が必要です。

届出者が届出（作成）名義人本人であるか代理人であるかに関わらず、また委任状の要否に関わらず、来庁者の本人確認書類をご提示いただく場合がございますので、届け出の際は必ず本人確認書類をご持参ください。

なお、代理人が届け出る場合で、届出（作成）名義人本人との委任関係が確認できない場合、書類を受け付けることができない恐れがありますので、ご注意ください。

第 3 投票、開票、選挙会について

1 投票、開票、選挙会事務について

- (1) 投票は10月18日(日)午前7時から午後8時まで市内626箇所の各投票所で行われます。
- (2) 開票は10月18日(日)午後9時15分から市内18箇所の開票所で行われます。
- (3) 選挙会は10月19日(月)午後2時から市庁舎17階選挙管理委員会室で行われます。

2 投票立会人

投票立会人は各区選挙管理委員会において選任しますので、候補者からの届出の必要はありません。

3 開票立会人（法62）

- (1)開票立会人は候補者から1人（横浜市の選挙人名簿に登録された者）を本人の承諾書を添えて文書（「開票立会人となるべき者の届出書」）で10月15日(木)午後5時までに当該開票区の区選挙管理委員会に届け出ることができます。
- (2) 開票立会人が決定しますと、本人に当該区選挙管理委員会からその立会うべき日時・会場の通知とあわせて、事前説明会の案内を差し上げますので、出席をお願いします。開票日当日は、定刻までに会場に印鑑をお持ちのうえ御参集ください。
なお、開票立会人は、正当な理由がなければその職を辞することができません。
- (3) 開票立会人に決定されますと開票事務全般に立会うことになります。速やかな事務の進行に御協力くださるようお願いいたします。

4 選挙立会人（法76）

- (1) 選挙立会人は候補者から1人（市長選挙の選挙権を有する者）を本人の承諾書を添えて文書（「選挙立会人となるべき者の届出書」）で10月15日(木)午後5時までに選挙長（横浜市選挙管理委員会）に届け出ることができます。
なお、立会人の届出は、推薦による立候補でも、候補者でなければ届け出ることとはできません。

(2) 選挙立会人に決定しますと、選挙会に立ち会うことになります。

立会うべき選挙会の開催日時・会場については、選挙長から本人あてに通知しますので、定刻までに選挙会会場に印鑑をお持ちのうえ御参集ください。

なお、選挙立会人は、正当な理由がなければその職を辞することができません。

第 4 選挙運動について

1 選挙運動の期間（法129）

選挙運動は、原則として立候補届が有効に受理され、候補者となったときから選挙期日の前日（10月17日（土））まで行うことができます。

ただし、次の選挙運動は選挙の当日でも例外的に認められています。

①投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に選挙事務所を設置すること。

（法132）

②選挙事務所を表示するために、その場所にポスター、立札及び看板の類を通じて3箇以内、ちょうちん類1箇を掲示すること。（法143-5）

③公営ポスター掲示場に掲示された選挙運動用ポスターを掲示したままにしておくこと。（法143-6）

④ウェブサイト等を利用する方法により選挙の前日までに頒布された選挙運動用文書図画を受信者の通信端末機器の映像画面に表示させることができる状態に置いたままにしておくこと。（法142の3②）

2 選挙事務所（法130）

(1) 選挙事務所の設置及び異動

選挙事務所は1候補者につき1箇所、立候補届出をした時から設置することができます。

選挙の当日においても設置しておくことができますが、投票所を設けた場所の入口から300m内に設置している場合には、前日までに閉鎖しなければなりません。

なお、選挙事務所（1箇所）のほかは、選挙運動員の集合所、休憩所、連絡所等選挙事務所に類似した施設は、いかなる名称をもってしても設置することはできません。

選挙事務所は、1日に1回しか移動（廃止に伴う設置を含む。）できません。

「廃止に伴う設置」とは、選挙事務所を廃止し、これに代わるべき選挙事務所を別の場所に新設することです。

したがって、1日に1回を超えて選挙事務所を移動すると、違反になり処罰されます。

選挙事務所を設置したり異動（移動・廃止）したときは、直ちに当該区選挙管理委員会に選挙事務所設置異動（廃止）届を提出してください。

(2) 選挙事務所の設置者

選挙事務所を設置することのできる者は、候補者または候補者の推薦届出者であり、推薦届出者が設置する場合は候補者の承諾書及び推薦届出者が2人以上の場合には、その代表者である旨の証明書を届出書に添付しなければなりません。

(3) 選挙事務所の表示

選挙事務所に掲示することのできる文書図画は、選挙事務所を表示するためのポスター、立札、看板の類（縦350cm、横100cm以内）を通じて3箇以内とちょうちん1箇（高さ85cm、直径45cm以内）に限られています。

3 選挙運動用自動車及び拡声機（法141）

(1) 選挙運動用自動車の規格及び台数（法141-1・6）

選挙運動用自動車は、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満のものに限ります。

使用台数は、1台です。

注意 自動車車体に立札、看板（縦273cm、横73cm以内）を掲示する場合は、その取付方法によっては、出発地の警察署長の許可が必要となりますので、出発地を管轄する警察署と事前に相談してください。また、看板の取付方法によっては、立体感をもつ広告塔やあんどんと認められ、規制を受ける場合がありますので注意してください。

(2) 拡声機（法141-1）

拡声機（携帯用のものも含みます。）は一揃（ただし、個人演説会場において開催中使用する場合は別に一揃（表示板は不要））使用することができます。

(3) 表示板（法141-5）

選挙運動用自動車及び拡声機には、選挙管理委員会の交付する表示板を付さなければなりません。自動車にあつてはその前面等見やすい箇所に、拡声機にあつては送話口の下部等外部から見やすい箇所に、その使用中、常時掲示しなければなりません。

表示板は、選挙期日後、直ちに横浜市選挙管理委員会へ返却してください。

(4) 車上での選挙運動（法141の3）

走行中の選挙運動用自動車上では選挙運動ができません。しかし、停止している場合は、車上で演説ができます。なお、午前8時から午後8時までの間は、走行中の選挙運動用自動車上で連呼行為ができます。

連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。（法140の2-2）また、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」第48条では、拡声機を使用する宣伝放送を行う者の遵守事項について、次のように規定しておりますのでこれに準じて御協力願います。

○拡声機から発する音量は、騒音の規制基準値（例えば第1種住居地域の場合、午前8時から午後6時まで55デシベル、午後6時から午後8時まで50デシベル「別表第13 騒音の規制基準」）の範囲内と定められています。

※地形等の周囲の環境によっては、音が反響し、増幅される地域もありますので、御配慮願います。

(5) 自動車の乗車制限（法141の2）

選挙運動用自動車に乗車できる者は、候補者及び運転手1人のほか選挙運動員4人に制限されています。また、この4人の者は横浜市選挙管理委員会が交付する乗車乗船章（乗車用腕章）を着けなければなりません。（法164-2）

(6) 自動車使用の公費負担（法141-8、公費負担条例2、4）

選挙運動用自動車の借入料、運転手（1人）の雇用料及び燃料代は、公費負担（負担限度額あり）の対象となります。

ただし、供託金没収者については除外され、その経費は自己負担となります。

くわしくは、別添「公費負担のしおり」を参照してください。

4 選挙運動用ビラ（法142-1⑤）

(1) 規格

ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm（A4版）を超えてはなりません。

(2) 記載内容

ビラの表面には頒布責任者及び印刷者両方の住所、氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を、記載または印刷しなければなりません。

その他の記載内容には制限がありませんが、虚偽事項、利害誘導の罰則に触れるようなことは書けません。

(3) 使用枚数

候補者が選挙運動のために頒布できる選挙運動用ビラは、2種類以内で、その限度枚数はあわせて7万枚です。

(4) 頒布方法

選挙運動用ビラには、選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければなりません。
また、頒布方法は、次の方法に限られています。

ア 新聞折込みによる頒布

イ 当該候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(5) ビラの頒布開始日

選挙運動用ビラを頒布することができるのは、10月4日(日)に立候補届出が受理された後からです。

(6) ビラ作成の公費負担（法142-11、公費負担条例6）

候補者は、ビラを一定限度額の範囲内で公費負担によって作成することができます。
ただし、供託金没収者については除外され、その経費は自己負担となります。

なお、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。

ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

くわしくは、別添「公費負担のしおり」を参照してください。

5 選挙運動用ポスター（法143-1⑤、143-4）

(1) 規格（法144-4）

ポスターの大きさは、長さ42cm、幅40cmを超えてはなりません。

(2) 記載内容（法144-5、法144の2の2）

ポスターの表面に記載しなければならない事項は次のとおりです。

ア 当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名

イ 掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては、名称）及び住所

(3) 記載禁止事項

ポスターには、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝など品位を損なう内容を記載してはなりません。

なお、市選挙管理委員会では、ポスターに関しての事前審査、内容確認は行いません。

(4) ポスターにおける営業宣伝に係る罰則

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処せられます。

(5) ポスターの掲示箇所

ポスターは、各区選挙管理委員会が設置した「ポスター掲示場」以外には掲示できません。

ポスターを掲示する場合は、立候補の届出の順序と同一の番号を表示したポスター掲示場の掲示区画に、1枚だけ掲示してください。

(6) ポスター掲示場の設置場所情報の提供

ポスター掲示場の場所を記した「ポスター掲示場設置場所見取図」及び「ポスター掲示場設置場所一覧表」の全18区分データ（PDFファイル：CD）を横浜市選挙管理委員会に交付いたします。

紙媒体での交付を希望する場合は、各区選挙管理委員会から交付を受けてください。

なお、上記のほか電子地図（グーグルマップTM）でもポスター掲示場の場所が確認できます。

CD内に格納されている二次元バーコードを読み込んでください。

ア 電子データ

- ・ 交 付 数 候補者一人につきデータCD 1枚
- ・ 交付場所 横浜市選挙管理委員会

イ 紙媒体

- ・ 交 付 数 候補者一人につき1部
- ・ 交付場所 各区選挙管理委員会

ウ 交付時期 9月28日(月)以降

(7) ポスターの使用枚数

前述のとおり、ポスター掲示場以外の場所には掲示できませんので、使用できる枚数はポスター掲示場の数だけです。

なお、ポスターは貼り替えをすることができますので、その枚数を計算したうえで作成枚数をお考えください。（ただし、投票日の貼り替えは認められません。）

(8) ポスターの掲示開始日

ポスター掲示場にポスターを掲示することができるのは、10月4日(日)の立候補届出が受理された後からです。

(9) ポスター作成の公費負担（法143-15、公費負担条例9）

候補者は、ポスターを一定限度額の範囲内で公費負担によって作成することができます。

ただし、供託金没収者については除外され、その経費は自己負担となります。

供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。

ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

くわしくは、別添「公費負担のしおり」を参照してください。

6 街頭演説（法164の5、164の7）

街頭、広場、空き地等で多数の人に向かって行う選挙運動のための演説です。

(1) 街頭演説を行う場合は

①立候補届出の際に横浜市選挙管理委員会が交付する標旗を掲げ

②演説者は、その場所にとどまって（又は停止している選挙運動用自動車の車上）行うことができます。

したがって、移動しながらの演説及び走行中の自動車上からの演説はできません。

(2) 街頭演説を行うことができる時間（法164の6）

街頭演説は、午前8時から午後8時までの間でなければ行うことができません。

注意 学校、病院、診療所その他療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければなりません。また、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。（法164の6-2, 3）

(3) 街頭演説の選挙運動員等の制限（法164の7-1.2）

街頭演説に従事する者は、候補者1人につき15人（選挙運動員11人・車上運動員4人）を超えてはなりません（候補者、選挙運動用自動車の運転手は含まない。）。

また、立候補の時に選挙管理委員会から交付される選挙運動員章（腕章）を着用しなければなりません。

※選挙管理委員会から交付される腕章の数

・選挙運動員章 11枚

・乗車・乗船章 4枚

(4) 街頭演説で利用できる文書図画

ア 文書図画の頒布

選挙運動用ビラの頒布を行うことができます。

イ 文書図画の掲示

街頭演説を行う場所においては、ポスター、立札・看板の類（のぼり旗を含む）及び、ちょうちんは一切使用できません。

ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に掲示して使用する場合は、取り付けられているポスター、立札・看板の類及び、ちょうちんについては差し支えありません。

(5) その他

標旗及び腕章は、選挙期日後直ちに横浜市選挙管理委員会へ返却してください。

7 個人演説会（法161～164の4）

(1) 個人演説会開催のため利用できる公営施設

学校（幼稚園、小・中学校等）、公会堂及び地区センターなど市選挙管理委員会が指定する施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会を開催することができます。

会場使用料は公営施設の場合は、同一施設につき1回は無料で、2回目からは一定の料金を支払わなければなりません。

(2) 演説のできる者

個人演説会では候補者は勿論、候補者以外の者も演説することができます。また、テープレコーダー等の録音装置を使用することもできます。

(3) 開催時間

公営施設使用の場合は、1回について5時間を超えることができません。公営施設以外の私施設を使用する場合は時間の制限はありません。

(4) 開催申出（法163）

個人演説会を開催することのできる者は候補者に限ります。公営施設使用の個人演説会の開催申出は、個人演説会開催申出書により開催すべき日前2日までに該当区の選挙管理委員会に申し出てください。

この場合、同一施設については、同時に2回以上の開催申出、あるいはすでに申し出た使用の日を経過しない間の新たな申出はできません。

なお、私施設（公営施設以外）を使用しての個人演説会は該当区の選挙管理委員会に届出をする必要はありません。

(5) 個人演説会開催において使用することのできる文書図画（法143-8、9、10）

演説会場では演説会の開催中、会場外に掲示するものについては、ポスター、立札、看板の類（いずれも縦273cm、横73cm以内）を通じて2箇所、その他についてはちょうちん1箇所（高さ85cm、直径45cm以内、ただし、会場内で使用した場合は、会場外では使用できない）に限り使用することができますが、演説会終了後直ちに撤去しなければなりません。

注意 この看板類には掲示責任者の住所、氏名を記載することになっています。
（令110）

8 選挙公報（法167～172の2）

選挙公報掲載申請は、10月4日（日）午後5時までに横浜市選挙管理委員会にしてください。

なお、この日時以後においては、申請があっても受理できませんので御注意ください。

選挙公報掲載申請についても事前相談を行いますので御協力ください。

申請日は1日限りですから掲載申請が間に合わないおそれも出てきますので、この制度を利用して早めに御相談ください。

くわしくは、別添「選挙公報掲載申請のしおり」を参照してください。

9 選挙運動用通常葉書（法142-1⑤）

(1) 葉書の受領（無料）

候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、候補者1人につき3万5千枚であり、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間に頒布することができます。

この葉書を受領するには郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便（株）の郵便局（以下「配達事務取扱郵便局」という。）に立候補届出の際、選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用証明書（以下「証明書」という。）」を提示する必要があります。

この通常葉書は一括または分割にて受領することができます。その際、受領書を提出していただきますので、候補者の印鑑を持参してください。

(2) 私製葉書等の使用

手持ちの郵便葉書または私製葉書を使用するときは、証明書を添えて配達事務取扱郵便局に提出して選挙用である旨の表示を受けなければなりません。

なお、手持ちの郵便葉書を使用した場合は、当該葉書の購入費用は請求できませんので御注意ください。

私製葉書には料金別納、料金計器別納や料金後納の表示のないものを御使用ください。また、私製葉書には、郵便切手をはりつけないよう御注意ください。

(3) 書損葉書

選挙運動用通常葉書で、印刷を誤り、書き損じ又はき損したもの（以下「書損葉書」という。）については、その枚数に限り別の手持ちの通常葉書を選挙運動用に使用することができます。

この場合は、書損葉書と引き換えに配達事務取扱郵便局で手持ちの葉書に選挙用である旨の表示を受けてください。

(4) 差し出し方

選挙運動用通常葉書を差し出すときは、「選挙運動用通常葉書差出票（以下「差出票」という。）」を添えて必ず配達事務取扱郵便局の窓口差し出してください。

ポストには投函しないようにしてください。

なお、差出票 1 枚で差し出すことのできる選挙運動用通常葉書の枚数は、200枚までです。したがって、200枚を超えて葉書を差し出すときは、超える数200枚ごとに、新たな差出票が必要になります。

(5) その他

ア 選挙運動用通常葉書の受領、手持ちの郵便葉書及び私製葉書に表示を受ける場合は、配達事務取扱郵便局において相当の時間を要し、注意事項もあると思われるので、事前に配達事務取扱郵便局と御相談ください。

イ 受取人の住所及び氏名の記載が不明のため配達不能になったり、投票日間近になって差し出したため、投票日もしくは投票日を過ぎて配達されるというようなことのないよう特に注意してください。

《横浜市内の配達事務取扱郵便局（かっこ内は郵便番号上 3 桁を表します。）》

鶴見（230）、神奈川（220、221）、横浜港（231）、横浜南（232）、港南（233）、港南台（234）、保土ケ谷（240）、横浜旭（241）、磯子（235）、横浜金沢（236）、港北（222）、綱島（223）、横浜緑（226）、青葉（225、227）、都筑（224）、戸塚（244）、大船（247）、横浜泉（245）、瀬谷（246）

10 新聞広告（法149-4）

(1) 候補者は選挙運動の期間中（立候補届出をしたときから10月17日(土)までの間で）いずれかの新聞に 2 回に限り自己の選挙運動のために広告することができます。ただし、広告料は候補者負担（有料）となります。

(2) 広告の規格は横9.6cm、縦2段組以内で、掲載場所は記事下に限られ、色刷りは認められません。

(3) 候補者の本名に代えて、通称の認定を受けたときは、新聞広告は通称によらなければなりません。

- (4) 新聞広告をするには、立候補届出の際に交付される「新聞広告掲載証明書」に掲載原稿を添えて、自分の希望する新聞社に申し込むことになっています。

11 インターネット等による選挙運動用文書図画

インターネット等による選挙運動用の文書図画の頒布には次の2種類の方法があります。

(1) ウェブサイト等の利用

有権者、候補者、政党等は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動(文書図画の頒布)ができます。

なお、選挙運動用ウェブサイト等には、選挙運動を行う者の電子メールアドレス等の表示が義務付けられています。

(2) 電子メールの利用

候補者、政党等は、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式(ショートメールサービス))を利用した選挙運動(文書図画の頒布)ができます。

なお、電子メールの送信先(受信者)は「自らアドレスを通知し、且つ受信に同意した相手」でなければならない等一定の条件があり、その他、電子メール送信者には、「氏名、電子メールアドレス等の表示」、「一定の記録(電子メール送信先に関する情報(条件を満たしている旨)等)の保存」が義務付けられています。

(3) 有料のインターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。

ただし、一定の要件を満たした政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。

(4) その他禁止事項

- ・ウェブサイト等及び電子メールによる選挙運動用文書図画においても虚偽事項や利益誘導の罰則に触れるようなことは掲載できません。また、悪質な誹謗中傷やなりすましに対しても罰則が規定されています。
- ・ウェブサイト等に掲載され、又は電子メールにより送信された文書図画であっても、それを紙に印刷して頒布することはできません。

※インターネット選挙運動の解禁に関する情報(総務省HP)

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

12 飲食物の提供（法139）

選挙運動のための飲食物の提供は原則として禁止されていますが、次のような除外例があります。

(1) 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供

(2) 選挙事務所での弁当の提供

ア 立候補届出後から10月17日(土)までの間

イ 選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者(※)に対して

ウ 弁当は1食1,500円以内とし、1日1人4,500円を超えない範囲

エ 弁当は選挙事務所で食べるか、あるいは運動員等が携行する場合に限ります

オ 数量は候補者1人当り45食に選挙運動の期間(14日)を乗じた数量(630食分)となります。

※選挙運動のために使用する労務者に対し弁当を提供した場合は、報酬は支給した弁当の実費額を差し引いて支給しなければなりません。

第 5 選挙運動の費用について

1 収入、寄附、支出の定義

選挙運動に関する収入、寄附及び支出の意義は、社会一般に使用される場合よりも広いものであることに注意してください。

「収 入」 金銭のみならず、物品その他の財産上の利益（経済価値のあるもの）の収受（その収受の承諾または約束を含む。）をいう。

自己資金は「その他の収入」として扱います。

「寄 附」 金銭のみならず、物品その他の財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束をいう。ただし、党費、会費等義務として支出すべきもの及び売買代金の支払、契約に基づく物品の納入等債務の履行としてみなされるものは寄附にあたらぬ。

「支 出」 金銭のみならず、物品その他の財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束をいう。

※公職の候補者は企業・労働組合等の団体（政治団体を除く）から一切の寄附を受けることができませんのでご注意ください。（政規法21）

2 選挙運動費用の制限額（法194）

候補者1人の選挙運動費用の制限額は別にお知らせします。

出納責任者が選挙運動費用の制限額を超過して支出をし、またはさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により、候補者の当選が無効となります。

3 報酬及び実費弁償の最高額（法197の2、令129）

(1) 報酬及び実費弁償を支給できる者

ア 選挙運動に従事する者

選挙運動に従事する者に報酬を支給することはできませんが、交通費などの実費弁償を支給することはできます。

ただし、あらかじめ届出をした事務員や車上運動員等については、報酬を支給することもできます。

イ 選挙運動のために使用する労務者

選挙運動のために使用する労務者には、報酬及び実費弁償を支給することができます。

ただし、弁当料及び茶菓料については、報酬に含まれるため支給することはできません。

(2) 報酬の最高額

	選挙運動に従事する者			選挙運動のために使用する労務者
	選挙運動員	報酬を支給する者(届出が必要)※		
		選挙事務員	車上運動員 手話通訳者 要約筆記者	
報 酬	支給できない	一人1日につき 15,000円	一人1日につき 20,000円	基本日額 10,000円 超過勤務手当 1日につき日額の 5割以内

※使用できる人数、総数には制限があります。

(3) 実費弁償の最高額

	選挙運動に従事する者			選挙運動のために使用する労務者
	選挙運動員	報酬を支給する者(届出が必要)		
		選挙事務員	車上運動員 手話通訳者 要約筆記者	
鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額			
船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額			
車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額			
宿 泊 料	1 夜につき23,000円 ※食事料 2 食分を含む。			1 夜につき20,000円 ※食事料を含まない。
弁 当 料	1 食につき1,500円 1 日につき4,500円			支給できない
茶 菓 料	1 日につき1,000円			支給できない

※労務者に対して弁当を提供した場合は、報酬は弁当の実費額を差し引いたものを支給しなければなりません。

4 出納責任者（法180～184）

出納責任者とは、候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人であり、候補者が選挙運動のために使うことのできる費用は、原則として出納責任者でなければ支出することができません。

(1) 出納責任者の選任及び届出等

ア 出納責任者の選任には次の方法があります。

- ・ 候補者が選任する場合
- ・ 候補者自ら出納責任者となる場合
- ・ 推薦届出者が選任する場合（推薦届出者が2人以上である場合はその代表者が候補者の承諾を得て選任。）
- ・ 推薦届出者が自ら出納責任者となる場合（候補者の承諾が必要。）

イ 立候補の届出と同時に出納責任者選任届を横浜市選挙管理委員会に提出してください。また、異動があった場合も、横浜市選挙管理委員会に届け出てください。

届け出る場合、推薦届出の場合には候補者の承諾書（さらに推薦人2人以上の場合はその代表者である旨の証明書）を添付する必要があります。

ウ 出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければなりません。

エ 出納責任者以外の者が候補者のため寄附を受けたときは、受けた日から7日以内に寄附した者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

(2) 領収書等の徴収および送付（法188）

出納責任者や候補者または出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日および目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。

ただし、天災事変、郵便切手や電車およびバスの切符の購入の場合等、社会通念上、領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴収しなくてもよいことになっています。

候補者または出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、領収書等を徴収したら直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

5 会計帳簿及びその記載要領（法185）

出納責任者は会計帳簿（収入簿と支出簿、44・45頁の様式参照）を作成して備え、選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません。

選挙後に選挙管理委員会に提出する収支報告書はこの会計帳簿にしたがって作成することになります。

出納責任者は、この会計帳簿及び領収書等を収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。

(1) 収入簿の記入方法

《収入簿の様式及び記載例》

月 日	金 額 又 は 見 積 額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事 務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
○月○日	308,000 ^円	寄 附	横浜市○○区 ○○町○○○番地	乙野 三郎	小売業	選挙事務所借上料 22,000円×14日	無償提供
合 計	6,072,000						

ア 収入簿に記載すべき事項は選挙運動に関する寄附その他の収入の全部であり、必ずしも金銭収入のみを意味するものではありません。

イ 種別欄は、寄附金（金銭によるもの）、寄附（金銭によらないもの）、その他の収入（自己資金）に分けて記載します。

ウ 選挙事務所を無償で提供されたり、本来支払うべき日当の支払をせずに労力奉仕をしてもらったり、または物品の供与を受けたような場合には、現実に金銭の収入支出は行われておりませんが、時価に見積った金額を記載しなければなりません。

この場合、「金額または見積額」欄に見積った金額を記載し、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄にその根拠となるべき事項、例えば提供を受けた物品名、員数、見積の根拠等を記載し、「備考」欄に「無償提供」と記載します。

なお、選挙事務所や労務の提供を受けたときは、あわせて支出簿にもその金額を支払ったこととして記入しなければなりません。

無償供与を受けた物品は、使用したときに支出簿に計上します。

エ 候補者の自己支出も収入簿に記入し、「種別」欄には「その他の収入」と記入し、「備考」欄には「自己資金」と記入してください。「寄附をした者」の欄は記入しなくて結構です。

オ 寄附の中で金銭、物品、その他の財産上の利益の供与または交付の約束があったときは、その約束の日の現在において記載し、更にこの約束の履行の「有無」とその「年月日」を備考欄に記載しなければなりません。

カ 寄附をした者が政治団体である場合の「職業」欄には「政治団体」と記載することになります。

なお、企業や労働組合等からの寄附は禁止されています。

(2) 支出簿の記入方法

ア 支出簿は「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」とに分類し、人件費など10項目を設けて、それぞれの費目ごとに記載することとされています。

例えば人件費の場合、労務者報酬及び選挙運動のために使用する事務員、車上運動員等に対する報酬について、人件費で一つにまとめて日を追って記載していきます。

イ 次に掲げるものはすべて選挙運動に関する支出とみなされませんので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません。

(ア) 立候補準備のために要した支出で、候補者または出納責任者となった者がなした支出またはその者と意思を通じてなした支出以外のもの

(イ) 立候補の届出があった後の支出で、候補者または出納責任者と意思を通じてなした支出以外のもの

(ウ) 候補者が乗用する車賃、船賃

(エ) 選挙の期日後の残務整理に要した支出

(オ) 選挙運動に関して支払う国または地方公共団体の租税、手数料

(カ) 選挙運動に使用する自動車および船舶の使用のために要した支出

(キ) 供託金

《支出簿の様式及び記載例》

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備 考
	金 銭 支 出	金銭以外 の 支 出	合 計		住所又は主たる事務所の所在地	氏 名 又は 団 体 名	職 業			
家屋費										
○月○日		308,000	308,000	選挙事務 所借上料	横浜市○○区 ○○町○○番地	乙野 三郎	小売業	1日 22,000円×14日	出 納 責任者	無償提供
合 計	80,000	308,000	388,000							

ウ 支出簿の10項目の費目の分類について

- ①人件費・・・選挙運動のために使用する労務者への報酬及び事前に届出を行った事務員、車上等運動員等への報酬です。

注意 選挙運動用自動車の運転手の雇用料は、記載する必要はありません。

- ②家屋費・・・選挙事務所費 事務所借上料。この中には、事務所自体と机、いす等備品の借上料及び電話の架設費等が含まれます。

集合会場費 主として個人演説会場の借上料が考えられます。
この中にも机等の備品の借上料が含まれます。

- ③通信費・・・事務連絡用の電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（葉書、封書）等に要する費用です。

- ④交通費・・・選挙運動員、事務員、労務者の船車賃の実費弁償です。友人等が好意的に無料で乗物に乗せてくれた場合にも、時価に換算して費用の中に計上します。

※前述のとおり選挙運動用自動車・船舶を使用するために要した支出（借上料・ガソリン代等）は選挙運動に関する支出とはみなされません。

- ⑤印刷費・・・選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ及び選挙運動用通常葉書の印刷費が主なものです。

※ポスター及びビラの作成費用は公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

- ⑥広告費・・・新聞広告、立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

- ⑦文具費・・・紙、筆記用具、その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

- ⑧食糧費・・・選挙運動員及び労務者に法律で認められた範囲で出す弁当料及び茶菓料のほか、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用です。

労務者に対して弁当を提供したときは、報酬はその弁当料を差し引き支給することになります。

（24頁「第4 『12 飲食物の提供』」、25頁「第5 『3 報酬及び実費弁償の最高額』」参照）

- ⑨休泊費・・・休憩及び宿泊に要した費用です。（25頁「第5 『3 報酬及び実費弁償の最高額』」参照）

- ⑩雑 費・・・その他光熱水費等です。

エ 支出も収入と同様、金銭の支出のみを意味せず、無償で選挙事務所を借りたり、無償で労務の提供を受けた場合にも時価に見積った金額を「金銭以外の支出」の欄に記載することとなります。

この場合には「金銭以外の支出の見積の根拠」欄に「1日20,000円×14日」等と記載し、「支出の目的」欄に「選挙事務所借上料」等と記載し、「備考」欄に「無償提供」と記載することとなります。

オ 「支出をした者の別」欄には、出納責任者、候補者及びその他の者の支出の別を記載します。

6 収支報告書の提出と記載要領（法189）

(1) 選挙運動に関する収支報告書の提出は、出納責任者の仕事のうち、最も重要なことであり義務事項です。収支報告書の要旨は公表されます。

(2) 出納責任者が提出する収支報告書には、法律で真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えることになっていますが、これは交付した報告書用紙中に刷り込んでありますので、署名又は記名・押印をして提出することになります。

(3) 収支報告書に記載するものは選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算の上記入しなければなりません。

ア 選挙期日の告示の日（10月4日）前になされた寄附及びその他の収入並びに支出

イ 選挙期日の告示から選挙期日（10月18日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出

ウ 選挙期日後第1回収支報告書提出の日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出

エ 前記ア～ウの収支報告書提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出

(4) 収支報告書は会計帳簿にしたがって作成し、次により精算して横浜市選挙管理委員会に提出しなければなりません。

ア 第1回分の収支報告は、選挙期日から15日以内（11月2日(月)まで）

イ 第1回分の報告を提出した後の寄附及びその他の収入並びに支出については、その収入または支出の日から7日以内（随時提出）

(5) 報告書用紙は、横浜市選挙管理委員会が交付したものを使用し、1部提出してください。

用紙等が不足したときは、横浜市選挙管理委員会に申し出て受領してください。

なお、記載すべき事項が全て記載されていれば、パソコン等で作成し印刷したもので差し支えありません。希望される場合にはExcelデータを提供します。

(6) 収支報告書の記載要領

ア 収入の部

(ア) 会計帳簿における収入簿記載の方法とおおむね同様です。

種別欄は、寄附金（金銭によるもの）、寄附（金銭によらないもの）、その他の収入（自己資金）に分けて記載します。

(イ) 1件10,000円を超える（見積額2階を含みます。）収入については、各件ごとに記載してください。

1件10,000円以下のものについては、種別ごとに、各収入日における合計額をまとめて記載し、「備考」欄に「10件」と記載してください。

(ウ) 課税上の優遇措置を受けようとする場合には、1件10,000円以下の寄附についてもそれぞれ別個に記載してください。（34頁「第6 課税上の優遇措置について」参照）

イ 支出の部

支出の部についても支出簿からの転記となりますが、支出簿において分類した各費目（人件費など10項目）別に「月日」欄に日を追って記載します。

「支出の目的」欄には、「はがき印刷」とか「新聞広告」等と記載します。

「区分」欄には「立候補準備」または「選挙運動」とその区分を記載します。

ウ これらを例示すると別記（42頁～43頁）のようになります。

(7) 領収書等の写しの添付

ア 収支報告書には支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付してください。

イ 領収書等の写しの添付については、できる限り収支報告書の記載順に合わせて整えていただくようお願いします。

ウ 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成費が全額公費負担で賄われるときは、領収書の写しは不要です。

ただし、作成費の額が公費負担の額を超える場合は、その超える分についての領収書の写しが必要となりますのでご注意ください。

エ 領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」にその事情等の必要事項を記載し提出してください。

オ 銀行振込等により支出し振込明細書がある場合は、「振込明細書に係る支出目的書」に記載し、振込明細書の写しを添付してください。

(ア) 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

主にバス・電車など領収書を発行しないことが通例の場合や領収書がとれない場合、この様式に記載します（無償提供や、公費負担の場合も含む。）。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書				《記載例》
支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○月○日	308,000	選挙運動	事務所借上料	無償提供のため
○月○日	140,000	同	労務者報酬	同
○月○日	11,000	同	個人演説会 会場使用料	同
○月○日	11,000	同	同	同
○月○日	15,000	同	同	同
○月○日	3,000	同	交通費	実費弁償
○月○日	1,463,000	立候補準備	ポスターの印刷	公費負担のため
○月○日	490,000	立候補準備	ビラの印刷	公費負担のため

1 令和8年10月18日執行 横浜市長選挙
 2 公職の候補者 氏 名 横 浜 太 郎
 3 出納責任者 氏 名 海 野 浜 造

(イ) 振込明細書に係る支出目的書

銀行振込等により支出をした場合、この様式に記載します。
 振込明細書の写しを添付してください。

振込明細書に係る支出目的書		《記載例》
支出の費目	支出の目的	
文具費	北°-原紙等事務用品	

1 令和8年10月18日執行 横浜市長選挙
 2 公職の候補者 氏 名 横 浜 太 郎
 3 出納責任者 氏 名 海 野 浜 造

第 6 課税上の優遇措置について

個人が、候補者の選挙運動に関して寄附をした場合において、収支報告がされたとき、政治活動に関する「特定寄附金」とみなされて、次に述べるところにより課税上の優遇措置を受けることができます。

1 優遇措置の内容

(1) 対象とされる寄附

政治資金規正法では、個人がする寄附の年間の総枠として、政党、政治資金団体に対するものは2千万円まで、公職の候補者、その他の政治団体に対するものは1千万円までの限度額を設けています。また、政党、政治資金団体以外の政治団体や公職の候補者に対する寄附については、同一の者に対し年間1240万円までという個別規制が設けられています。

(2) 寄附金控除の額

控除される金額は、その年中に支出した「特定寄附金」の額の合計額から2千円を差し引いた金額です。

なお、「特定寄附金」(1の(1)以外の特定寄附金を含む。)の合計額が、その人の、その年の各種所得の合計額の100分の40の金額を超える場合には、100分の40から2千円を差し引いた金額とされます。

(3) 寄附金控除を受けようとする場合には、所轄税務署に対して確定申告が必要です。

2 優遇措置を受けるための要件

(1) 個人のする選挙運動に関する寄附が優遇措置の対象とされるためには、候補者が提出する収支報告書に、「寄附者の氏名」などの寄附の内容が記載され、また、公開されることが必要です。

(2) 次の場合には、優遇措置が受けられないので注意してください。

ア 政治資金規正法に違反するもの

(ア) 1の(1)を超えた寄附

(イ) 他人名義や匿名の寄附

イ 寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの

3 手 続 き

(1) 候補者のなすべき事項

収支報告書を法定の期限内に、横浜市選挙管理委員会に提出するとともに、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附金額及び年月日を寄附の内訳として、収支報告書に記載し、あわせて「寄附金控除のための書類」（36頁様式のもの）を添付しなければなりません。

(2) 「寄附金控除のための書類」の返還

ア 市選挙管理委員会で、横浜市選挙管理委員会に提出された「寄附金控除のための書類」と、収支報告書に記載された内容が一致するか否か照合のうえ、確認印を押し、後日、横浜市選挙管理委員会を通じて、候補者に返還します。

イ 候補者はその後速やかに寄附者にこの書類を交付して、寄附者が手続をとれるようにしてください。

ウ 候補者はあらかじめ、36頁様式に準じて「寄附金控除のための書類」を作成しておくとその後の手続きが円滑に進みます。「寄附を受けた者」の欄には、候補者の氏名、住所を記入し複写して使用しても差し支えありません。

寄附金控除について御不明な点は、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

(確認欄)

寄付金控除のための書類

この寄付金は、公職選挙法189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名										
住 所										
寄 付 金 の 額 〔金額の先頭に¥をつける〕				百万	十万	万	千	百	十	円
寄 附 年 月 日	令和	年	月	日	(~ 月 日)					

(寄附を受けた者)

公 職 の 候 補 者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	横 浜 市 長 選 挙 令和 8 年 10 月 4 日
住 所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

第 7 補 則

1 選挙に関する届出等

選挙に関しての届出、請求、申出等は全て午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

2 供託物の返還について

選挙結果の確定後、選挙長が「供託原因消滅証明書」を発行し、立候補届の際に預かっている「供託証明書」とともに返却します。

選挙に関する異議申し出がなされた場合は、選挙の確定まで時間を要する場合があります。

時期が近付きましたら市選挙管理委員会からご案内いたします。

法務局のホームページで提供されている「供託金払渡請求書」にこれらの書類を添えて横浜地方法務局の窓口へ提出し、供託物の返還を受けてください。

供託物の返還手続きの詳細につきましては、横浜地方法務局供託課にお問い合わせください。（住所：横浜市中区北仲通 5-57 電話：045-641-7466）

3 そ の 他

選挙に関し、御不明の点は市選挙管理委員会（電話 671-3336）にお問い合わせください。

《参考 1》

立候補届受理後交付される物件一覧表（公費負担関係書類除く）

1	標 旗	1 流
2	腕 章	
	(1) 乗車乗船章	4 枚
	(2) 選挙運動員の章	1 1 枚
3	表 示 板	
	(1) 自 動 車 用	1 枚
	(2) 拡 声 機 用	1 枚
4	新聞広告掲載証明書	2 通
5	候補者用通常葉書使用証明書	1 通
6	選挙運動用通常葉書差出票	175通
7	選挙運動用ビラ証紙	70,000枚
8	選挙運動費用支出制限額（調）	1 枚

事前審査時に交付される物件一覧表（公費負担関係書類除く）

1	選挙事務所設置異動届	2 枚
2	出納責任者選任異動届	1 枚
3	選挙立会人となるべき者の届出書	2 枚
4	個人演説会開催申出書	1 0 枚
5	収支報告書	4 部
6	選挙運動に従事する者のうち報酬を支給する者の届出書	2 枚
7	候補者の手引き	1 部

《参考2》

立候補に伴い届出等を要する事項（公費負担関係届出等除く）

事 項	届 出 先	届出の時期
1 選挙事務所設置届	横浜市選挙管理委員会	設置後直ちに ※立候補届出後直ちに
2 選挙事務所異動届		異動後直ちに
3 出納責任者選任届		選任後直ちに ※立候補届出後直ちに
4 出納責任者異動届		異動後直ちに
5 選挙運動に従事する者のうち報酬を支給する者の届け出		立候補届出後直ちに
6 選挙運動用ビラ届出書		立候補届出後直ちに
7 選挙公報掲載申請		10月4日(日)
8 個人演説会開催申出 (公営施設)		開催日前2日まで
9 選挙立会人となるべき者の届出	選 挙 長 (横浜市選挙管理委員会)	10月15日(木)まで
10 選挙運動費用収支報告	横浜市選挙管理委員会	11月2日(月)まで (第1回分)

委 任 状

住 所

氏 名

生年月日

私は上記の者に令和8年10月18日執行の横浜市長選挙にかかる立候補関係の届出、選挙運動関係の届出、立会人関係の届出及び公費負担関係の届出に関する一切の事務を委任します。

令和 8 年 月 日

住 所

氏 名



(記載上の注意事項)

委任者の氏名欄は委任者本人の「署名（又は記名）・押印」としてください。

(記 載 例)

選挙運動費用収支報告書

- 令和8年10月18日執行 横浜市長選挙
- 公職の候補者 住 所 横 浜 市 ○ ○ 区 ○ 町 ○ 丁 目 ○ 番 地
氏 名 横 浜 太 郎
- 令 和 8 年 ○ 月 ○ 日から
令 和 8 年 ○ 月 ○ 日まで (第 1 回分)
- 収 入 の 部

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及 びその他の収入の 見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務 所の所在地	氏名又は団 体名	職 業		
○月○日	308,000	寄 附	横浜市○○区○○町 ○○○番地	乙 野 三 郎	小 売 業	選挙事務所借上料 1日 22,000円×14日	無償提供
○月○日	3,500,000	その他 の収入					自己資金
○月○日	1,500,000	寄附金	横浜市○○区○○町 ○○○番地	○ ○ の 会	政治団体		
○月○日	100,000	寄附金	横浜市○○区○○町 ○○○番地	甲 野 次 郎	会社役員		
○月○日	11,000	寄 附	横浜市○○区○○町 ○○○番地	丙 山 甲 子	無 職	個人演説会 会場使用料	無償提供
○月○日	11,000	同	横浜市○○区○○町 ○○○番地	東 海 乙 男	不動産業	同	同
○月○日	15,000	同	横浜市○○区○○町 ○○○番地	西 山 昭 和	貸会議室 経 営	同	同
同	300,000	寄附金	横浜市○○区○○町 ○○○番地	南 丙 治	飲 食 業		
○月○日	200,000	同	横浜市○○区○○町 ○○○番地	北 野 五 男	弁 護 士		
○月○日	15,000	同					10件
○月○日	140,000	同	横浜市○○区○○町 ○○○番地	南 北 和 夫	学 生	労務者報酬 1日 10,000円×14日	無償提供
計	寄 附	2,600,000					
	その他 の収入	3,500,000					
	計	6,100,000					
前 回 計	寄 附						
	その他 の収入						
	計						
総 額	寄 附	2,600,000					
	その他 の収入	3,500,000					
	計	6,100,000					

参 考	公費負担相当額 (ポスターの作成1,463,000円、ビラの印刷490,000円)
-----	---

5. 支 出 の 部

月 日	金 額 又 は 見 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(1)人件費								
○月○日	210,000	選挙運動	事務員報酬	○区○町○番地	東西 一郎	無 職		1日 15,000 × 14日
同	280,000	同	車 上 運 動 員 報 酬	○区○町○番地	東西 丙子	学 生		1日 20,000 × 14日
同	280,000	同	車 上 運 動 員 報 酬	○区○町○番地	南東 乙子	無 職		1日 20,000 × 14日
同	280,000	同	車 上 運 動 員 報 酬	○区○町○番地	北南 甲子	無 職		1日 20,000 × 14日
同	140,000	同	労務者報酬	○区○町○番地	南北 和夫	学 生	1日 10,000円 × 14日	無償提供
計(3件)	1,190,000							
(2)家屋費								
ア 選挙事務所 費								
○月○日	308,000	選挙運動	事 務 所 借 上 料	○区○町○番地	乙野 三郎	小売業	1日 22,000円 × 14日	無償提供
○月○日	80,000	立 候 補 準 備	電 話 架 設 費	○区○町○番地	NTT東日本 神奈川支店	電 信 電話業		
計(2件)	388,000							
イ 集会会場費								
○月○日	11,000	選挙運動	会場使用料	○区○町○番地	丙山 甲子	無 職	個人演説会 会場使用料	無償提供
○月○日	11,000	同	同	○区○町○番地	東海 乙男	不動産業	同	同
○月○日	15,000	同	同	○区○町○番地	西山 昭和	貸会議室 経 営	同	同
計(3件)	37,000							
(3)通信費								
○月○日	50,000	選挙運動	電話料	○区○町○番地	NTT東日本 神奈川支店	電 信 電話業		
○月○日	5,000	同	回線接続料	○区○町○番地	NTT東日本 神奈川支店	電 信 電話業		
計(2件)	55,000							
(4)交通費								
○月○日	3,000	選挙運動	実 費 弁 償	○区○町○番地	東北 和夫	学 生		
(5)印刷費								
○月○日	1,463,000	立 候 補 準 備	ポ ス タ ー 印 刷	○区○町○番地	中印刷(株)	印刷業		公費負担分
○月○日	93,500	同	はがき印刷	同	同	同		35,000枚
○月○日	490,000	同	ビ ラ 印 刷	○区○町○番地	南印刷(株)	印刷業		公費負担分
計(3件)	2,046,500							

月 日	金 額 又 は 見 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(6)広告費								
○月○日	231,000	立 候 補 準 備	事 務 所 代 看 板	○区○町○番地	海山装飾(株)	看板業		
○月○日	220,000	同	個人演説会 看 板 代	同	同	同		
○月○日	154,000	同	自 動 車 看 板 代	同	同	同		
同	75,000	同	拡 声 機 等 レ ン タ ル	○区○町○番地	(株)甲山無線	電気業		
○月○日	264,000	同	ホームペー ジ作成費用	○区○町○番地	ホームペー ジサービス	電 信 電話業		
○月○日	462,000	選挙運動	新聞広告	○区○町○番地	海岸広告(株)	代理店		
計(6件)	1,406,000							
(7)文具費								
○月○日	47,300	立 候 補 準 備	コピ-原紙等 事 務 用 品	○区○町○番地	夕日文具店	文具店		
(8)食糧費								
○月○日	882,000	選挙運動	弁 当	○区○町○番地	グリルA	飲食業	15人×3食 ×1,400円 ×14日	
計	立候補準備の ための支出	3,070,500						
	選挙運動の ための支出	2,937,000						
	計	6,007,500						
前回計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
総額	立候補準備の ための支出	3,070,500						
	選挙運動の ための支出	2,937,000						
	計	6,007,500						
支出のうち 公費負担相 当 額	項 目	単 価(A)		枚 数(B)		金 額(A)×(B)=(C)		
	ポスターの作成	154円		9,500枚		1,463,000円		
	ビラの印刷	7円		70,000枚		490,000 円		
	計					1,953,000円		

この報告書は、公職選挙法の規定に従って、作製したものであって、真実に相違ありません。

令和8年○月○日

出納責任者 住 所 横 浜 市 ○ 区 ○ 町 ○ 番 地
氏 名 海 野 浜 造

会計帳簿の様式（規則第30号様式）

1 収入簿

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						
合計							

- 44 -
- 備考
- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
 - 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の授受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
 - 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
 - 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
 - 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
 - 6 前各号の定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支出簿

月 日	金 額 又 は 見 積 額			支出の目的	寄 附 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の 支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団 体名	職 業			
	円	円	円							
合 計										

備考

- この帳簿には、選挙運動に関する全ての支出を記載するものとする。
- この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用 (二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費 ((イ)選挙事務諸費 (ロ)集会会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食糧費 (九)休泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 選挙運動に係る公費負担対象支出(ポスターの作成、ビラの印刷に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。